

(裏)

在学生

【4 保護者等の収入の状況について】

記入例【道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の方】

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

※ 様式第2号又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を提出してください。

次のいずれかの該当箇所に必ずレ印を記入してください。

①～⑥に記載のある方の課税証明書を提出してください。

アの者の課税証明書等を提出します。

①	☒	保護者（親権者）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、保護者（親権者）が2名存在する場合
②	☐	保護者（親権者）1名分 （離婚、死別等により保護者を除く。） 保護者（親権者）が存在しない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ） 親権者が存在せず、未成年後見人が存在する場合 等 ※ 未成年後見人が法人である場合は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

◎課税証明書は、

- ①「令和7年度道民税・市町村民税（非課税）証明書」
②「令和7年度給与所得に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
③「令和7年度道民税・市町村民税納税通知書」の写し

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に「課税証明書」等を提出している又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合に省略が可能です。
③	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に「課税証明書」等を提出している又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合に省略が可能です。
④	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に「課税証明書」等を提出している又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合に省略が可能です。
⑤	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に「課税証明書」等を提出している又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合に省略が可能です。
⑥	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に「課税証明書」等を提出している又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合に省略が可能です。

就学支援金の申請時に控除対象配偶者の課税証明書の提出を省略した場合は、レ印を記入し課税証明書を添付してください。

対象配偶者
課税証明
書等提出
☐

省略課税証明
書担当者確認
欄※都道府県担当
職員記入欄

確認済

印

※上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の口に必ずレ印を付けてください。

☐ 個人番号関係書類の添付を省略する場合は必ずレ印を記入してください。

を処理するときに限って、就学支援金に同意します。

② (2)に該当する場合は、次の内容を確認の上、口にレ印を付けてください。

- ☒ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

必ず確認し、レ印を記入してください。

※学校等受付日

年 月 日